

令和3年度 中山間地域等直接支払制度実施状況

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件の不利な地域に対して、農業生産活動などの維持や国土保全を目的に交付金が交付され、「集落」が受け取ります。集落は協定に参加している農業者等で組織・運営され、協定参加者の同意のもと、自らの手で目的達成のためにさまざまな「共同取組活動」を計画・実施しています。

◎集落協定の概要

集落協定数	1集落(忠類集落)	
協定参加者	74名(町内69名 町外5名)	
交付金交付対象面積	25,864,942m ²	
令和3年度交付金総額	38,797,413円	
内訳	個人交付額(30%)	10,530,719円
	共同取組活動(70%)	28,266,694円

【忠類集落としての取り組み内容】

- ・コントラクター事業の実施
- ・国道沿いに景観作物の植栽
- ・農場環境整備
- ・農業用廃棄物の適正処理
- ・防疫業務の実施
- ・水路、農道等の管理・補修など



コントラ事業を運営し、飼料作物を効率的に収穫します



農業用廃棄物の適正処理に取り組んでいます



国道236号線沿いを景観作物で彩ります

○コントラクター事業利用実績 ()内はR02実績 【 】内は戸数の内TMRセンター数

作業内容	利用面積	戸数
1 番草収穫作業	1,415.07ha (2,199.14ha)	18戸【1】 (19戸【3】)
2 番草収穫作業	624.65ha (1,470.56ha)	12戸【1】 (14戸【3】)
テントコーン収穫作業	508.08ha (758.72ha)	16戸【1】 (18戸【3】)

「中山間地域等直接支払制度」の実施状況については、北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の2及び3により、市町村及び北海道において公表することと定められています。

【新規で『中山間地域等直接支払制度』に取り組みたい方へ】

下記の要件を満たす方は、「中山間地域等直接支払制度」の対象者となります。要件を満たす方で、新規で中山間地域等直接支払制度に取り組みたい方は、「中山間地域等直接支払制度忠類集落代表者会議」(事務局: 忠類農業協同組合内/01558-8-2311)までお問い合わせください。

対象者: 「集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等」の方